

第9章 我が国の労働力調査の変遷

労働力調査は、1946年に調査が開始されて以降、数次にわたり改正が行われ、現在に至っている。本章では、労働力調査の調査結果に関わる主な変更、調査方法及び調査事項、就業状態の定義、標本設計などの変遷について解説する。

1 標本設計等に関わる主な変更

(1) 1946年9月：労働力調査の試験的開始^{注)}

労働力調査は、第4章で述べたように1946年9月から実施されるようになった。これは、第2次世界大戦後の1946年5月に、連合軍総司令部（GHQ）が戦後の混乱した社会経済の実態を把握するために出した重要な経済統計の作成を求める覚書、及び同年8月に経済科学局が発した「労働力調査月報提出に関する指令」を受け、試験的に始められたものであった。当時は、この種の標本調査は初めての試みであったため、アメリカの労働力調査「Monthly Report on Labor Force」（1947年に拡充されて名称も Current Population Survey となった。）を参考として設計されたが、当初の設計は現在のものとは大きく異なっている。

抽出方法は、層化3段抽出法によった。抽出率は1/1000（市部1/500、郡部1/1500）であったが、これは予算的制約から調査客体数を約6万に抑える必要があり、また、当時の数え年15歳以上人口が約6000万人だったことによる。最終抽出単位は、旧隣組（又は隣保班^{りんぼはん}）の地域を利用し、隣組内は全世帯を調査した。

層化の基準としては、市部においては地方（寒冷地とそれ以外）別、人口の大きさ、工業就業者率、戦災都市については爆撃の被害程度を測るものとして1944年から1945年への女子人口移動率等を用いた。郡部においては、人口の大きさ、農業就業者率、水産業就業者率、鉱業就業者率等を用いた。この層化基準に用いた資料は1930年、1940年国勢調査及び1944年、1945年人口調査の結果である。

(2) 1952年11月～1953年3月：精度向上のための標本設計の見直し

1952年11月から1953年3月にかけて、標本誤差を抑えるために、また調査区を一部の市や郡に限定しないよう標本設計を見直し、5か月かけて大幅な標本改正を行った。

注) これ以前には、失業者を把握する調査として、1925年10月に「失業統計調査」が実施されている。調査の概要については「付録8 第二次世界大戦前の「失業統計」」を参照されたい。

具体的には、標本抽出について、層化3段抽出から層化2段抽出へ変更した。

変更前	層化3段抽出 第1次抽出単位…市, 郡 第2次抽出単位…1950年の国勢調査調査区 第3次抽出単位…世帯
↓	
変更後	層化2段抽出 第1次抽出単位…1950年の国勢調査調査区 第2次抽出単位…世帯

また、標本交代について、調査区の継続期間を6か月から3か月へ変更した。

変更前	調査区は6か月間継続し、同一調査区内では世帯は3か月で交代。毎月世帯全体の1/3を更新。
↓	
変更後	調査区は3か月継続し、毎月調査区全体の1/3を更新。

標本の大きさは、約1,000調査区の約11,000世帯、約5万人となった。

(3) 1954年12月：抽出単位の対象の変更

第2次抽出単位を、それまでの「世帯」から「住戸」へと変更した。

(4) 1961年10月：調査対象数の拡大、標本交代方式及び比推定方法の変更

調査対象数を約25,000世帯に拡大した。また、調査区は4か月継続し、同一調査区内では世帯は2か月で交代、毎月全体の1/4を更新する現行の標本交代方式に変更した。

また、比推定の方法を、男女、年齢階級、地域別の15歳以上の推計人口をベンチマークとする方法に変更した。

(5) 1962年7月：新設集団住宅地域による単位区の抽出

国勢調査時以降の、住宅の集団建設による調査区の変化に対処するため、新設集団住宅地域による単位区を追加抽出することにした(2002年5月廃止)。

(6) 1972年7月：沖縄県の復帰に伴う沖縄県内調査区の抽出

沖縄県の復帰に伴い、沖縄県内の標本を追加抽出した(約150調査区、約

1,900世帯)。

(7) 1982年10月～1983年1月：地域別表章のための標本改正

1982年10月から1983年1月にかけて、調査地域として抽出する国勢調査の調査区を、1975年国勢調査のものから1980年国勢調査のものに切り替えた。このとき、同時に標本規模を約3割増やし、その結果調査対象世帯を約40,000世帯とし、また調査区の抽出における層化を11地域ごとに行うよう改めた。

これにより、地域別の表章が可能になり、四半期別に集計し、正式な公表系列として、月報にも掲載するようになった。なお、地域別の表章はそれまでも年平均値を参考値として年報に掲載していた。

(8) 2012年1月：比推定及び地域別結果の公表における地域区分の変更

2012年1月から基準人口を2010年国勢調査に基づく推計人口に切替えた。

このとき、結果推計に用いるベンチマーク人口の地域区分を、従来の大都市部・非大都市部の2区分から、標本設計での層化区分と同じ11区分(北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄)に変更した。

併せて、地域別結果について、従来1つの地域として公表してきた「九州・沖縄」について、「九州」と「沖縄」とを別々の地域として公表するよう変更した。ただし、季節調整値については、従来どおり「九州・沖縄」を一つの地域として公表している。

2 調査方法、調査事項等の変遷

(1) 1946年9月：試験的調査開始

[調査期間]

- ・毎月1～10日の10日間(日数を単位として就業状態を調査)

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年15歳以上の者

[調査方法、調査事項]

- ・主な調査事項は以下のとおり。
 - ① 就業日数
 - ② 理由別就業故障日数(理由別にみた休んだ日数)
 - ③ 失業、無職業の理由(上記①と②以外の未就業日について)
 - ④ 就業者については産業及び従業上の地位
 - ⑤ 農家の世帯主に対しては過剰労働力の有無とその人員

- ⑥ 農家以外の雇用者のいない事業主、世帯主に対して調査期間中の推定収入

(2) 1947年7月：本格的調査開始

[調査期間]

変更前	毎月1～10日の10日間（日数を単位として就業状態を調査）
↓	
変更後	毎月第1日曜に始まる1週間（時間を単位として就業状態を調査）

[調査方法，調査事項]

- ・就業時間記入票を，あらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更（就業時間のほか，主な仕事の産業，従業上の地位についても記入）
 - ・調査票様式を全面的に変更
 - ・主な調査事項は以下のとおり。
 - ① 就業時間（「主な仕事」と「それ以外の仕事」について）
 - ② 短時間就業日（4時間未満）及び就業しなかった日のある者についてその理由
 - ③ 不就業者に対してその理由
 - ④ 就業者に対して産業及び従業上の地位
 - ⑤ 失業者に対して就業希望時間
- なお，「(1)1946年9月」における⑤及び⑥の農家の世帯主及びそれ以外の事業主に対する調査事項は廃止した。

(3) 1949年5月

[調査方法，調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更
- ・「追加就業希望の有無」，「追加就業希望時間」などを追加

(4) 1950年1月

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年 15 歳以上の者から，満 14 歳以上の者へ変更^{注)}

(5) 1950 年 8 月

[調査期間]

変更前	毎月第 1 日曜に始まる 1 週間（時間を単位として就業状態を調査）
↓	
変更後	毎月月末 1 週間（ただし 12 月は 20～26 日）

この変更は，他の主要な経済統計調査が月末を調査時点として
いるものが多いため，比較可能性を高める目的で行われた。

(6) 1951 年 10 月

[調査方法，調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更
- ・単記式（1 枚の調査票に 1 客体についてのみ記入する方式）から
連記式（1 枚の調査票に複数の調査客体について記入する方式）
に変更
- ・「職業」を調査事項に追加

(7) 1959 年 1 月

[就業状態を調査する年齢]

- ・満 14 歳以上の者から，満 15 歳以上の者へ変更

この変更は，義務教育課程で中学校を卒業するのは満 15 歳にな
ってからであり，したがって，生産年齢人口としては満 15 歳以
上を対象とするのが妥当であるとの見地から行われた。

[調査方法，調査事項]

- ・「追加就業希望時間」を廃止
- ・「希望する仕事の本業，副業の別」，「経営組織」，「従業先の従業員
数」，「従業状況」及び「転職希望の有無」を追加

注) 1949 年以前は，満 14 歳以上の代わりに数え年 15 歳以上を対象としていたので，年平均の上からみた場合には，1949 年までの数え年 15 歳を満年齢でいうと約 13 歳 6 か月以上の人口ということになり，1950 年以後の満 14 歳以上人口との間には約 0.5 歳の食い違いがあるため注意を要する。

(8) 1961年10月

1961年7月から9月にかけて調査票の様式、標本設計、推計方法等を変更し、10月分から新手法による結果を公表した。

[調査方法，調査事項]

- ・就業時間記入票、「従業状況」を廃止
- ・「世帯の種類」を追加
- ・「経営組織」及び「従業先の従業員数」の分類を変更
- ・世帯調査票をあらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更

(9) 1967年9月

[調査方法，調査事項]

- ・調査方法を、調査員が世帯の人に質問して調査票に記入する「他計式」（ただし、世帯調査票はあらかじめ世帯が記入）から世帯の人が直接調査票に記入する「自計式」に切り替え、これに伴い調査票の質問形式を大幅に変更

この変更は、調査員による調査票への記入では、①世帯が記入している世帯調査票と重複する感があること、②留守世帯が増加しており、これらの世帯では希望意識などが調査しにくくなったこと、③調査員の負担を軽減することなどの事由により行われた。

- ・世帯調査票を廃止

(10) 1983年10月

[調査方法，調査事項]

- ・2か月目調査票にのみ「求職理由」を追加

(11) 1992年1月

[調査方法，調査事項]

- ・15か月かけて、調査開始調査区ごとに順次調査票を OMR (Optical Mark Reader : 光学式マーク読取装置) 仕様に変更
- ・「出生の年月日」を「出生の年月」に変更
- ・「耕地面積」を削除

(12) 2002年1月：労働力調査特別調査を統合

雇用構造の変化や就業形態の多様化が進む中での労働市場の実態を的確

に捉えるため、労働力調査、労働力調査特別調査、就業構造基本調査の労働統計体系における位置付けや効率的連携の在り方を整理する「労働3統計の見直し」の具体化に向けた検討が行われた。そして、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日統計審議会答申）において、労働統計における位置付けや効率的連携の在り方について見直すことが求められた。

その結果、2002年1月から、それまで年1回又は2回、労働力調査の結果を補完することを目的として実施されていた労働力調査特別調査を労働力調査に統合することとなった。これにより、提供データの充実、調査事務の効率化等が図られるとともに、詳細なデータの経常的な（四半期平均及び年平均の）提供が可能となった。

[調査方法，調査事項]

- ・調査票を「基礎調査票」、「特定調査票」とし、いずれも OCR (Optical Character Reader : 光学式文字読取装置) 仕様に変更

基礎調査票…従前からの労働力調査を継承した調査票。1か月目調査票についても「求職理由」を追加し、2か月目調査票と同様式とした。

特定調査票…従前の労働力調査特別調査を継承し、新たに統合された調査票。

この特定調査票での調査事項は以下のとおりである。

① 15歳以上の世帯員について

「在学，卒業等教育の状況」

「仕事からの年間収入」

② 就業者について

「短時間就業及び休業の理由」

「就業時間増減希望の有無」

「現職についた時期」

「雇用形態」

「前職の有無」

「転職時の収入の増減」

③ 完全失業者について

「求職活動の方法」

「求職活動の期間」

「求職活動の時期」

「探している仕事の形態」

「就職できない理由」

「前職の有無」

④ 非労働力人口について

「就業希望の有無」

「非求職の理由」

「希望する又は内定している仕事の形態」

「最近の求職活動の時期」

「就業可能時期」

「前職の有無」

⑤ 前職のある者について

「前職の従業上の地位及び雇用形態」

「前職の事業の種類」

「前職の仕事の種類」

「前職の企業全体の従業者数」

「前職をやめた時期」

「前職をやめた理由」

(13) 2013年1月

当時、経済の低迷等を背景として、非正規雇用者の増加等就業構造が大きく変化しつつあった。また、労働力人口の減少が社会全体の課題となる中で、多様な人材を十分に活用するため、仕事と生活との調和を図るワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっており、これに伴い労働時間のより正確な把握が必要となった。

これを背景に、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、働き方の多様化に対応した労働統計の整備を図る観点や労働時間の分析に資する観点から、調査事項の改善が求められたことから、調査事項を変更した。

[調査事項]

(基礎調査票)

- ・「常雇」を「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割
- ・非正規の雇用形態別の調査事項を特定調査票から基礎調査票に移動し、選択肢の「契約社員・嘱託」を「契約社員」及び「嘱託」に分割
- ・「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を追加

(特定調査票)

- ・非正規の職員・従業員について「現職の雇用形態についての理由」を追加

- ・「転職などの希望の有無」を基礎調査票から特定調査票に移動
- ・「転職に伴う収入の増減」の削除
- ・前職の雇用形態の選択肢「その他」を「契約社員・嘱託」及び「その他」に分割
- ・「就業希望者の非求職理由」の選択肢「家事・育児のため」を「出産・育児のため」及び「介護・看護のため」に分割
- ・「教育（卒業）」の選択肢「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に分割

(14) 2018年1月

2013年のILO決議で導入された「未活用労働」を把握するために、調査事項の変更を行った。完全失業率や就業率等に加え、「未活用労働」を指標化した「未活用労働指標」を用いることで、雇用情勢をより多角的に把握することが可能となった。

そのほか、多様化する雇用・失業の実態をよりの確に把握するため、雇用契約期間の有無やその期間について、より詳細に把握する等の変更を行った。

[調査事項]

(基礎調査票)

- ・「従業上の地位」の「常雇（無期の契約）」、「常雇（有期の契約）」、「臨時雇」及び「日雇」の選択肢を廃止し、「雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」を追加
- ・「求職活動時期」及び「就業可能時期」を特定調査票から基礎調査票へ移動

(特定調査票)

- ・「就業時間増加の可否」を追加
- ・「求職方法」の選択肢に「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」と「求職活動の結果を待っていた」を追加
- ・失業者の「求職活動時期」を廃止

(参考) 労働力調査特別調査

労働力調査特別調査は、毎月実施している労働力調査を補完する目的として1949年12月に開始された。

このため、その時々々の経済情勢に即した雇用・失業問題の最も重要な領域に焦点を合わせることから、調査内容は毎回変更された。

調査が始められた当初は、「労働力調査臨時調査」という名称で、主として労働力調査に附帯して実施されていたが、1962年以降は「労働力調査特別調査」として、1973年までは3月と10月の年2回（1974年は3月と12月）実施された。

1975年以降は年1回3月の実施となり、1983年は2月と6月の年2回、1984年以降は年1回2月実施となった。この頃から、この調査が我が国の就業状態を的確に把握するために不可欠なものとなったこともあり、その時々々の雇用情勢に必要な調査事項を入れ替えながらも、主要な調査事項は変更しないという時系列を重視した形に変えられてきた。

その後、1998年以降の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、1999年度からは2月に加え8月にも調査を実施してきたが、労働力調査の見直しに伴い、労働力調査特別調査は労働力調査に統合され、2002年に廃止された。したがって、労働力調査特別調査は2001年8月が最後の調査となった。

3 就業状態の定義の変遷

就業状態の定義は1947年7月、1948年1月、1949年5月、1951年10月、1967年9月及び2018年1月の6回にわたって改正された。以下、7期に分けて説明する。

(1) 1946年9月～1947年6月

従業者

調査期間中の就業日数が10日間ある者、及び10日未満でも就業故障(就業しなかった)理由が①公休、定休日、②給料賃金に関係ない休暇、③悪天候、労働争議、病気事故等による者

休業者

調査期間中の10日間全部を上記の理由により就業しなかった者

失業者

適当な仕事がないため就業日数が1日もなかった者、又は就業故障の理由として材料、資金の不足、販売の見込み薄のためである旨申告した日数のある者

労働力人口/非労働力人口

就業者と失業者を労働力人口とし、その他を非労働力人口とする(ただし、当時はそれぞれ稼動力、非稼動力と呼んでいた。)

(2) 1947年7月～12月

従業者

調査期間中収入を伴う仕事に1時間以上従事した者。なお、従業者の定義については、1947年7月以降現在まで変更はない。

休業者

「平常仕事を持ちながら、調査期間中、悪天候、労働争議、家庭的又は個人的事情、有給休暇等のために就業しなかった者」となっており、休業の理由に重きを置いている。

失業者

「調査期間中働くことを希望しながらも、適当な仕事がないためとか、季節的閑散のため、又は材料、賃金、動力の不足のため等の理由で、収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者」となっており、求職という条件はなかった。

(3) 1948年1月～1949年4月

失業者

変更前	就業希望時間の条件なし
↓	
変更後	就業希望時間が 25 時間以上の者だけを失業者として分類 (25 時間未満は非労働力人口)

(4) 1949年5月～1951年9月

休業者

休業の理由よりも、休業期間及び給料・賃金の支払の有無に重点をおいたものに改めた。

変更前	平常仕事を持ちながら、調査期間中、悪天候、労働争議、家庭的又は個人的事情、有給休暇等のために就業しなかった者
↓	
変更後	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて、その休業期間が <u>1 か月未満の者</u> 。ただし、 <u>雇用者は休業期間が 1 か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている又は受ける予定になっている者も含む</u>

失業者

職を探していたという条件を加えた。

変更前	調査期間中働くことを希望しながらも、適当な仕事がないためとか、季節的閑散のため、又は材料、賃金、動力の不足のため等の理由で、収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者で、就業希望時間が 25 時間以上の者
↓	
変更後	調査週間中、全く仕事をしなかった者 (休業者を除く。) で、就業を希望し、かつ就業が可能であって、 <u>求職活動をしている者</u> (就業希望時間の条件は廃止)

なお、1950年1月に上記の定義変更に伴って、「失業者」の呼称を「完全失業者」と名称変更した。

(5) 1951年10月～1967年8月

休業者

自営業主，雇用者のみに限定し，家族従業者は休業者とはならないものとした。

変更前	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて，その休業期間が1か月未満の者。ただし，雇用者は休業期間が1か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている又は受ける予定になっている者も含む
-----	--



変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は，自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があった者，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---

(6) 1967年9月以降

休業者

自営業主について，休業期間に重点をおいたものとした。

変更前	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は，自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があった者，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---



変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は， <u>事業を持ちながら，その仕事を休み始めてから30日にならない者</u> ，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---

なお，定義の変更は，1967年9月から毎月全調査客体の1/4ずつ順次行った。したがって，1967年9月から同年11月までの休業者（自営業主）の定義は一義的でない。

(7) 2018年1～3月期以降（変更は詳細集計のみ）

失業者

「完全失業者」の求職活動期間（1週間）を1か月に拡大した「失業者」を、就業状態区分として導入した（「完全失業者」は「失業者」の内数として表章）。

労働力人口/非労働力人口

労働力人口を、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものから、「就業者」と「失業者」を合わせたものに変更した。これにより、15歳以上人口のうち、労働力人口以外の者である非労働力人口の範囲も変更となった。

未活用労働

未活用労働として、「失業者」に加え、「追加就労希望就業者」、「潜在労働力人口」、「拡張求職者」及び「就業可能非求職者」を就業状態区分として導入した。

※ 当該変更や未活用労働の定義等の詳細は、「第2章 基本的諸概念と用語」を参照

4 標本設計の変遷

標本設計の変遷については、以下の表のとおりである。

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式	備考
1946年 9月	(試験的調査開始) ○層化3段抽出法 第1次抽出単位…市, 郡 第2次抽出単位…6大都市以外 の市では隣組, 6大都市及び 郡部では区, 町, 村 第3次抽出単位…6大都市及び 郡部で隣組 (隣組内では全世帯を調査) ○全人口を基にする比推定方式	31都市, 46郡 17区, 84町, 114村 1,187隣組 約15,000世帯 約50,000人 (数え年15歳 以上)	初めに指定した隣組 を固定し継続調査す る。 1947年8月及び1948 年1月に隣接隣組に 一斉交代する。	・調査期間は毎月1 ～10日までの10日 間とする。 ・調査対象は数え年 15歳以上の者とす る。 ・調査は他計申告方 式を採用する。
1947年 7月	(本格的調査開始)			調査期間を第1日 曜日に始まる1週間 とした。
1948年 1月	鉱業関係の標本を追加した。	33都市, 47郡 17区, 86町, 118村 (隣組数未詳) 約15,000世帯 約50,000人 (数え年15歳 以上)		
10月	第2次抽出単位を1948年常住人口 調査区, 第3次抽出単位を世帯とし た。 第2次抽出単位…調査区 第3次抽出単位…世帯	48都市, 60郡 約1,000調査区 約16,000世帯 約56,000人 (数え年15歳 以上)	調査区を4か月ごと に一斉に交代する。	
1949年 9月			調査区を8か月ごと に一斉に交代し, 同 一調査区内では世帯 が4か月ごとに交代 する。	
1950年 1月				調査対象を満14歳 以上の者に改めた。
3月			毎月1/3の世帯を更 新する。調査区は6か 月間継続調査する。 同一調査区内では世 帯は3か月で交代す る。	
4月	(指定統計第30号に指定)			

第9章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式	備考
1950年 6月	第2次抽出単位を1950年国勢調査調査区とした。	51都市, 60郡 約1,000調査区 約16,000世帯 約51,000人 (満14歳以上)		
8月				調査期間を月末1週間とした。
1951年 3月	100人以上の準世帯のある調査区を別途抽出した。			
5月	調査客体を1割削減した。			
10月				調査票を単記式から連記式に変更した。
1952年 11月 ～1953年 3月	層化3段→2段抽出法に変更 ○層化2段抽出法 第1次抽出単位…1950年国勢調査調査区 第2次抽出単位…世帯	約1,000調査区 約11,000世帯 約50,000人 (満14歳以上)	毎月1/3の調査区を更新。調査区は3か月間継続調査する。	
1954年 5月	離島の7調査区を追加抽出した。 (佐渡島2, 対馬島, 小値賀島, 奈留島, 奄美大島, 徳之島の各1調査区)			
11月	国勢調査時の無人調査区10調査区を追加抽出した。			
12月	第2次抽出単位を世帯から住戸へと変更した。 第2次抽出単位…住戸			
1955年 7月	社会施設, 矯正施設11調査区を追加抽出した。			
1956年 1月 (1957年 5月に遡 及改定)	比推定のベンチマーク人口を男女別14歳以上人口とした。			
5月	自衛隊, 矯正施設の調査区の抽出を取り止めて, 業務資料により集計することにした。			
10月	第1次抽出単位を1955年国勢調査調査区とした。			
1959年 1月 (遡及 改定)	調査の対象を15歳以上人口にしたことに伴い, 比推定のベンチマーク人口を男女別15歳以上人口とした。			調査対象を満15歳以上の者に改めた。

第9章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式	備考
1961年 10月	第1次抽出単位を1960年国勢調査調査区とした。 比推定のベンチマーク人口を男女, 年齢階級, 地域(2区分)別15歳以上推計人口とした。 標本調査区を約1,000調査区から約2,000調査区に拡大した。	約2,000調査区 約25,000世帯 約70,000人 (15歳以上)	現行の方式となる。 すなわち, 毎月1/4の調査区を交代, 同じ調査区は4か月間調査を継続し, 前半の2か月と後半の2か月で住戸を交代する。 一度抽出された調査区及び住戸は翌年の同期も再び調査する。	
1962年 7月	国勢調査時以後の新設集団住宅地域による単位区を追加抽出することにした(2002年5月以降廃止)。			
10月	前年との結果比較の精度を高めるため前年調査した調査区を2年目調査区として調査し始めた。 (全標本の1/2)			
1967年 9月				調査を自計申告方式に改めた。
12月	第1次抽出単位を1965年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは1967年9月より段階的に行った。			
1972年 7月	沖縄県復帰(1972年5月)に伴い, 第1次抽出単位を1970年国勢調査調査区として, 沖縄県を追加抽出した。	沖縄県分 約150調査区 約1,900世帯 約5,200人を追加した。		
1973年 7月	第1次抽出単位を1970年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは1973年4月より段階的に行った。			
1978年 5月	第1次抽出単位を1975年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 1979年8月まで段階的に行った。			
1982年 10月	地域別結果を表章するため, 標本の拡大を行った。併せて, 第1次抽出単位を1980年国勢調査調査区とした。 なお, 標本の拡大及び調査区の切替えは, 1983年1月まで段階的に行った。	約2,900調査区 約40,000世帯 約100,000人 (15歳以上)		

第9章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式	備考
1988年 5月	第1次抽出単位を1985年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 1989年8月まで段階的に行った。			
1993年 5月	第1次抽出単位を1990年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 1994年8月まで段階的に行った。			
1998年 5月	第1次抽出単位を1995年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 1999年8月まで段階的に行った。			
2002年 5月	新設集団住宅地域による単位区の追加抽出を廃止した。	2,912 調査区 約 40,000 世帯 約 100,000 人 (15歳以上)		
2003年 1月	第1次抽出単位を2000年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 2004年4月まで段階的に行った。			
2008年 5月	第1次抽出単位を2005年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 2009年8月まで段階的に行った。			
2012年 1月	比推定の地域区分を2区分(大都市部, 非大都市部)から11区分(北海道, 東北, 南関東, 北関東・甲信, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州及び沖縄)に変更した。			
2013年 5月	第1次抽出単位を2010年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 2014年8月まで段階的に行った。			
2018年 5月	第1次抽出単位を2015年国勢調査調査区とした。 なお, 調査区の切替えは, 2019年8月まで段階的に行う。			